

第1条(サービスの内容)

乙は、注文書で特定するサービス(以下「本サービス」という)を本条および次条にもとづき提供します。

1. ネットワーク・サーバーシステム設計・構築に関する本サービスは、次のサービスとします。

ネットワーク・サーバーシステム設計サービス

甲が甲のネットワークシステムまたはサーバーシステムを構築するにあたり、機器の構成、機器の配置ならびにソフトウェアの環境設計等に関し、乙は、甲と契約時に合意した内容にもとづき成果物(以下「成果物」という)を作成し注文書記載の場所に納入します。

2. ネットワーク・サーバーシステム運用設計支援に関する本サービスは、次のサービスとします。

ネットワーク・サーバーシステム運用設計支援サービス

- (1)甲のネットワークシステムまたはサーバーシステムの運用管理に関し、乙は、成果物(以下「成果物」という)を作成し注文書記載の場所に納入します。
 (2)前項の「成果物」には、甲乙が契約時に合意した内容を記載します。
 (3)甲乙が契約時に合意した場合、乙はパッチのインストール、バージョンアップ、環境設定等、当該合意にもとづく作業を実施します。

3. オフィスドキュメントシステム設計・構築に関する本サービスは、次のサービスとします。

オフィスドキュメントシステム設計サービス

(1)乙は、甲がオフィスドキュメントシステムを構築するにあたり、次の項目から甲乙が契約時に合意した内容を記載する成果物(以下「成果物」という)を作成し注文書記載の場所に納入します。

- ① オフィスドキュメントシステムの対象となるドキュメントの分類およびドキュメントサイクルに沿ったシステム全体の設計(基本設計)
 ② オフィスドキュメントシステムを構成するハードウェア、ソフトウェアの環境設計(システム全体設計、詳細の環境設計)

(2)本サービスには、機器類の据え付け、コンピュータープログラムのインストール、および環境設定作業等は含まないものとします。

4. オフィスドキュメントシステム運用設計支援に関する本サービスは、次のサービスとします。

オフィスドキュメントシステム運用設計支援サービス、SE サービス
 Apeos PEMaster 運用設計支援サービス、SE サービス Apeos
 PEMaster 教育サービス、SE サービス オペレーション教育サービス
 for OfficeWAVE

(1)乙は、甲が導入したオフィスドキュメント管理システムの早期立上げを目的として、甲乙が契約時に合意した業務を実施します。

(2)本サービスの実施期間および実施回数は、甲乙契約時に合意するものとします。

5. オフィスプリンティングシステム設計・構築に関する本サービスは、次のサービスとします。

オフィスプリンティングシステム設計サービス

(1)甲がオフィスプリンティングシステムを構築するにあたり、当該システムの運用目的および環境に応じたハードウェア・ソフトウェアの選定、プリントサーバーの配置、プリンターの配置および機器構成、ならびにソフトウェアの環境設計に関し、乙は、甲と契約時に合意した内容にもとづき成果物(以下「成果物」という)を作成し注文書記載の場所に納入します。

(2)甲が希望する場合、乙は、甲が使用する定型帳票の設計に関し、甲と契約時に合意した内容にもとづき成果物(以下「成果物」という)を作成し注文書記載の場所に納入します。ただし、当該帳票設計は、乙が実施可能と判断するものに限りします。

6. オフィスプリンティングシステム運用設計支援に関する本サービスは、次のサービスとします。

(1)オフィスプリンティングシステム運用設計支援サービス

甲のオフィスプリンティングシステムの運用管理に関し、乙は、成果物(以下「成果物」という)を作成し注文書記載の場所に納入します。「成果物」には、次の項目から甲乙が契約時に合意した内容を記載します。

- ① オフィスプリンティングシステムの運用手順・障害発生時の対策方法
 ② ユーザサポート、システム管理および環境変更等の日常運用に関する事項
 ③ サーバ構成、ソフトウェア環境設定にもとづく運用手順書等のマニュアル
 ④ その他甲乙で合意した内容

(2)基幹分散出力環境構築サービス

甲のオフィスプリンティングシステムの出力環境構築に関し、乙は、甲と契約時に合意した内容にもとづき、甲への支援業務の提供または成果物(以下「成果物」という)を作成し注文書記載の場所に納入します。

(3)本サービスは、乙が甲に提案または納入するオフィスプリンティングシステムを対象とします。

第2条(共通事項)

本条は、前条で定める本サービスに共通して適用するものとします。

- (1)本サービスの実施は、甲乙が契約時に合意した期間・回数とし、甲が当該期間・回数を超過して本サービスの実施を希望する場合、乙は別途見積りを甲に提示し、甲の同意にもとづき本サービスを提供するものとします。
 (2)乙が「成果物」を納入した場合、甲は、すみやかに内容を確認し受領証を乙に交付するものとします。
 (3)「成果物」の納入により、本サービスは完了するものとします。
 (4)甲は、注文書記載の支払条件にもとづき、本サービスの対価(以下「ソリューションサービス料金」という)を乙に支払うものとします。
 (5)「成果物」に関する保証については、「成果物」に誤植、落丁、棄損等の材質および記録状態についての物理的な不具合が発見された場合に、「成果物」の納入から3ヵ月間、無償でその不具合を修補もしくは代替品を納入します。
 (6)本サービスの履行にあたり新規に開発された物、構造、方法もしくは手順等に関するアイデア、コンセプトであって、システムの設計、開発及び製作等に必要ないエンジニアリング資料、図面、仕様書、指示書、手順書、報告書及びその他の技術資料に含まれる成果に関して「工業所有権等」を取得する権利は、甲が発明・考案を行った場合は甲に、乙が行った場合は乙に、甲乙共同で行った場合は甲乙共有(持分均等)に帰属します。
 (7)「成果物」の著作権は、著作権法第27条(翻訳・翻案権)および第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)の権利を含み、「成果物」の納入の時点で、乙から甲に移転するものとします。ただし、「成果物」を構成する著作物のうち、本サービスに着手する以前から乙が著作権を保有していたものの著作権は、乙に留保されるものとします。
 (8)甲が乙の責に帰すべからざる理由でサービスを中止した場合、甲は、本サービスの出来高に応じ、甲乙協議の上算定する金額を乙に支払うものとし、乙は、中止時点での調査資料、「成果物」(この場合、未完成のものを含む)を甲に引き渡します。
 (9)「成果物」納入後に甲がシステムの構成を変更し、乙に「成果物」の修正等を依頼する場合、甲および乙は、新たに契約を締結するものとします。
 (10)本サービスの実施にあたり甲が乙の責に帰すべき事由を原因として現実に発生した損害の賠償を求めるとした場合において、乙は、甲から受領した「ソリューションサービス料金」を上限とする通常かつ直接の損害についての責任のみを負うものとします。

以上